

介護予防支援の指定及び 地域密着型サービス事業者等指導計画について

- ① 介護予防支援の新規指定（居宅介護支援事業者）について
- ② 介護予防支援事業所（地域包括支援センターのみ）の
介護予防支援業務の委託について
- ③ 令和 7 年度地域密着型サービス事業者等指導計画について

天草市役所 高齢者支援課

①介護予防支援の新規指定（居宅介護支援事業者）について

【介護予防支援】

要支援者（要支援 1・2）が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、環境、希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行う。

【令和 6 年介護報酬改定】

- ・従来は、地域包括支援センターのみ指定を受けることができたが、**居宅介護支援事業者も市からの指定を受けて介護予防支援を行うことが可能**となる。

（改正前は、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターからの委託により介護予防支援を行っていたが、改正後は委託ではなく、指定を受けての提供が可能になる。なお、包括の委託による取扱いも継続される。）

- ・これに伴い 介護予防支援費が見直しとなる。

改定前	R6改定後	
介護予防支援費 438 単位	→ 介護予防支援費（Ⅰ）442 単位	※地域包括支援センター
	介護予防支援費（Ⅱ）472 単位	※居宅介護支援事業者

【介護保険法第115条の22】

（１）～略～ 当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者～略～に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

（４）**市町村長は、第 58 条第 1 項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

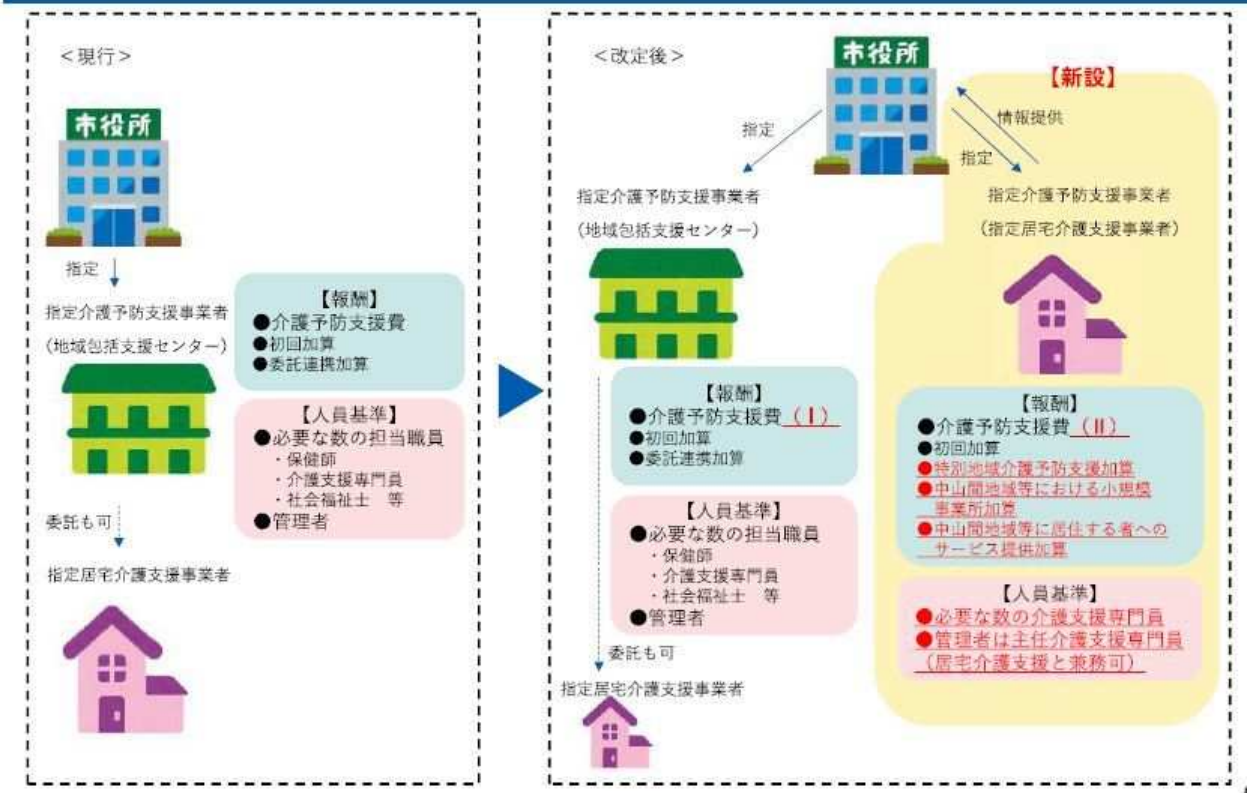
【地域支援事業（総合事業）における介護予防ケアマネジメントにおける取扱い】

要支援者及び事業対象者（基本チェックリストによる）について、自立支援を目的に心身の状況、環境、選択に基づき介護予防に向けて、総合事業その他適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。（総合事業のみの利用者等に対するケアマネジメント）

事業の実施主体は地域包括支援センターのみ（居宅介護支援事業者への委託は可能）で、この点に今回改正はない。

■令和6年改正（居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合）

1.（1）② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 より

■介護予防支援の指定申請事業者（居宅介護支援事業者）

【令和7年4月1日～5月19日までの申請受付分】

No.	事業者名（法人名）	代表者氏名	居宅介護支援事業所名	事業所所在地	介護支援専門員数
1	社会福祉法人 慈雲会	理事長 蓮池肇一	慈晃園居宅介護支援センター	天草市佐伊津町928番地	3

② 地域包括支援センターの介護予防支援業務の委託について

【介護予防支援業務等の委託】

地域包括支援センターで行っている介護予防プランの作成業務等（「介護予防支援」及び介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援業務）」）の一部委託が法令上認められています。

★介護予防プラン作成業務の一部を委託する居宅介護支援事業所については、公正・中立性を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会（本市では高齢者保健福祉事業審議会）の意見を踏まえることとなっております。

★令和6年度第1回天草市高齢者保健福祉事業審議会で、地域包括支援センター運営業務委託の契約更新（R6～R8年度）に伴う介護予防支援等業務の委託を行う居宅介護支援事業所の一覧は報告しましたが、その後に追加委託した居宅介護支援事業所について報告します。

【介護予防支援業務の委託の根拠法令（地域包括支援センターに限る）】

○「介護予防支援」介護保険法第115条の23第3項 第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

※厚生労働省令で定める者（施行規則第140条の36）--- 指定居宅介護支援事業者とする。

○「介護予防ケアマネジメント」介護保険法第115条の47第5項 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、～略～ 厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。

※厚生労働省令で定める基準に適合する者（施行規則第140条の69）---地域包括支援センターの設置者同条第6項 ～略～ 第1号介護予防支援業務の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

※厚生労働省令で定める者（施行規則第140条の71）・・・指定居宅介護支援事業者とする。

介護予防支援等の一部業務委託する居宅介護支援事業所一覧（追加分）

●天草北包括支援センターきずな

No.	名称（法人名）	代表者氏名	事業所名	事業所所在地
1	株式会社ファミリー	代表取締役 高瀬三喜男	居宅介護支援事業所あさひ	天草市今釜新町3546番地2
2	特定非営利法人 つなぐ	代表理事 倉本剛史	居宅介護支援事業所 あこうの木	天草郡苓北町坂瀬川3462-1
3	合同会社 居宅介護サポート水の平	代表社員 山口恵美	居宅介護サポート 水の平	天草市本渡町本戸馬場2090番地1
4	株式会社リハビリテーションコムラッド	代表取締役 小川知己	居宅介護支援事業所あさひ	天草市佐伊津町6046-12

●天草南地域包括支援センターうぐいす

No.	名称（法人名）	代表者氏名	事業所名	事業所所在地
1	株式会社ファミリー	代表取締役 高瀬三喜男	居宅介護支援事業所あさひ	天草市今釜新町3546番地2
2	有限会社さくら	代表取締役 大石ひとみ	居宅介護支援事業所ウェルネスケア・熊本	熊本市西区松尾1丁目9-96
3	社会福祉法人立志福祉会	理事長 志垣祥一郎	居宅介護支援事業所 輝祥苑	熊本市西区田崎380-8
4	株式会社リハビリテーションコムラッド	代表取締役 小川知己	居宅介護支援事業所あさひ	天草市佐伊津町6046-12

●天草西地域包括支援センターさざんか

No.	名称（法人名）	代表者氏名	事業所名	事業所所在地
1	株式会社ヘルスケアわかば	代表取締役 片山 紘子	居宅介護支援事業所わかば	熊本市東区若葉2丁目13番16号
2	社会福祉法人天草市社会福祉協議会	会長 馬場昭治	天草市社協介護サポートセンター本渡	天草市亀場町亀川1886-2
3	株式会社 翔笑	代表取締役 契里恭太	ケアプランセンター翔笑	天草市東町10-1 三貴ビル5-A号室

●天草東地域包括支援センターあじさい

No.	名称（法人名）	代表者氏名	事業所名	事業所所在地
1	合同会社 居宅介護サポート水の平	代表社員 山口恵美	居宅介護サポート 水の平	天草市本渡町本戸馬場2090番地1
2	社会福祉法人 清志会	理事長 前田剛	在宅介護支援センター 紫明寮	天草市五和町二江4668番地
3	株式会社COCO DESIGN	代表取締役 森内陽介	ケアプランセンターひより	天草市栖本町馬場3848番地
4	株式会社 なごみ	代表取締役 三宅直	居宅介護支援事業所なごみ	天草市河浦町宮野河内336番地21

●天草中央地域包括支援センターなでしこ、天草牛深地域包括支援センターすいせん は追加なし。

③令和 7 年度地域密着型サービス事業者等指導計画

令和 7 年度指導計画について

天草市指定地域密着型サービス事業者等指導及び監査要綱（平成 30 年 3 月 31 日告示第 44 号）第 5 条の規定に基づく令和 7 年度指導計画を以下のように定める。

1 令和 7 年度指導方針

指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、介護保険サービス事業者の支援を基本として、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底させることを方針とする。

2 重点指導事項

- (1) 人員、設備運営に関する基準の遵守
- (2) 業務管理体制の整備
- (3) 介護報酬の請求事務の適正化
- (4) 個別サービス計画の作成、見直し及び記録の整備
- (5) 虐待防止及び身体拘束廃止等人権の尊重の取組の推進
- (6) 感染症や災害への対応力強化及び安全確保対策
- (7) 事故の予防と事故発生時の適正な対応
- (8) 業務継続に向けた取組の推進

3 指導対象となる事業所

- (1) 集団指導
天草市が指定又は許可の権限を持つすべての介護保険サービス事業所
- (2) 運営指導
別紙のとおり（20 事業所）

4 指導形態等

- (1) 集団指導
集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容等について、年に 1 回以上、講習等、若しくはオンライン等の方法により行う。
- (2) 運営指導
運営指導は、次のア～ウの内容について、原則、実地に行うこととし、詳細は別に定める。
 - ア 介護サービスの実施状況指導
個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導
 - イ 最低基準等運営体制指導
基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）
 - ウ 報酬請求指導
加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

令和7年度 運営指導予定表

	サービス種別	事業所名称	事業所所在地	備考
1	居宅介護支援 (6)	セントケア天草	本渡	
2		慈晃園居宅介護支援センター	本渡	
3		一般社団法人天草都市医師会立天草地域介護センター	本渡	
4		居宅介護支援事業所本渡ケア・ホーム	本渡	
5		居宅介護支援事業所海ん里	牛深	
6		御所浦苑居宅介護支援事業所	御所浦	
7	介護予防支援 (2)	天草西地域包括支援センターさざんか	河浦	
8		ケアプランセンターJCS24	苓北	
9	地域密着型通所介護 (7)	リハステーションRICHE	本渡	
10		地域密着型デイサービスランチ	本渡	
11		デイサービスセンターはまかぜ茜館	倉岳	
12		デイサービスセンターしらさぎ	天草	
13		天草市社協デイサービスセンター新和	新和	
14		デイサービス暖暖	河浦	
15		デイサービスくらす	本渡	
16	小規模多機能型居宅介護 (1)	小規模多機能ホームみんなの家	天草	
17	認知症対応型共同生活介護 (2)	グループホーム葉山苑天領の杜	本渡	
18		グループホームると	本渡	
19	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (2)	地域密着型特別養護老人ホーム聖和園	本渡	
20		地域密着型特別養護老人ホーム悠ほ一む	牛深	